

若者をターゲットとした
悪質な勧誘にご注意を！

「必ず儲かる」ことはありません！

若者をターゲットに、友人や先輩、SNSの知人などから連絡があり、カフェなどで、「楽して稼ぎたくない？」、「儲かっているよ。」等と言われ、学生ローンで借金をして契約させる連鎖販売取引（いわゆる「マルチ商法」）の消費者トラブルが発生しています。

トラブルに遭わないために、注意すべきポイント

ポイント1 友人からの誘いでも、はっきりNO!

親しい人からの誘いだからと安易に出掛けて行くと、見知らぬ事業者を紹介され、断りづらい状況に。何の話なのかきちんと確認し、**不要なときは、はっきり断りましょう。**

ポイント2 「必ず儲かる」、「楽して稼げる」ことはありません！

悪質事業者は「ビジネススクールで学べば必ず儲かる。簡単に稼げる。」などと甘い話をします。

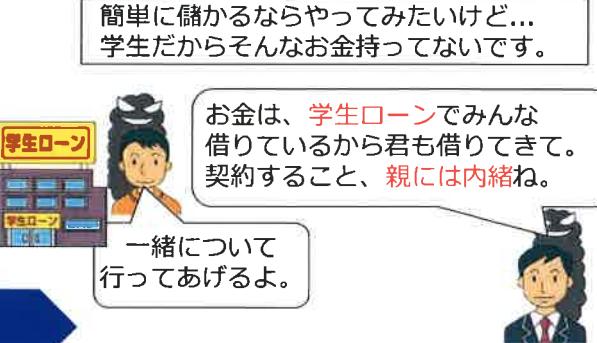
「必ず儲かる」ということはありません。
はっきり断りましょう。断っているのに、しつこく勧誘することは法律で禁止されています。



ポイント3 「内緒」と「借金して契約」には要注意！

悪質事業者は「親や周りには内緒に。」と言って契約させようとします。特に高額な場合、**親などに必ず相談をしましょう。**

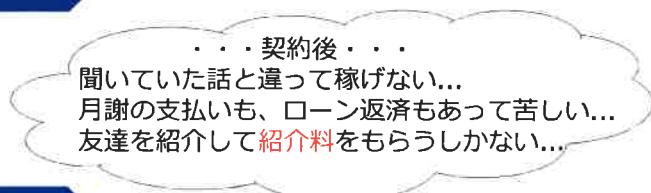
「お金がない。」と断っても、紹介した友人が「このビジネスの儲けで借金は返せる。パソコン買うって言えば平気だよ。」などと目的を偽って、学生ローンなど消費者金融で借りるよう勧めてきます。
こうしたときは、特に要注意。**ただちに断りましょう。**



ポイント4 友人を紹介すると、関係が壊れます！

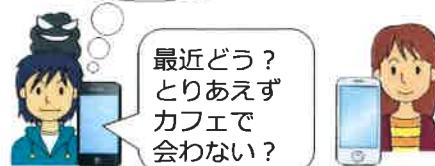
あなたが、紹介料を得るために別の友人を紹介すると、**大切な友人関係が壊れてしまいます。**

また、新たな消費者被害が発生してしまいます。



ポイント5 断り切れず契約してしまったら、188！

特定商取引法上の連鎖販売取引は、契約後20日間以内なら、クーリング・オフが可能です。**消費生活センター等へ相談を。**
詳しくはチラシ裏面をご覧ください。



困ったときは一人で悩まずに、消費生活センター等へご相談ください。

消費者ホットライン ☎ (局番なし) **188** いやや！

断り切れず、契約してしまったが、 解約したい・・・

そんなときは、クーリング・オフ！

連鎖販売取引（いわゆる「マルチ商法」の場合）、契約書面を受け取った日から20日間以内であれば、無条件で契約解除ができます。

「クーリング・オフ」ってどうやるの？

■ クーリング・オフの方法

- ① 必ずハガキなどの書面で行います。
- ② 契約年月日、商品名、契約金額、販売会社、担当者名、「この契約を解除します」ということを書きます。
あなたの住所、氏名を書くことを忘れずに。
- ③ ハガキを書いたら、表・裏ともにコピーを取ります。
- ④ ハガキは郵便窓口で、特定記録郵便または簡易書留などの「出した日付」が分かる方法で出して、受取証などをもらいます。
- ⑤ ハガキのコピーと特定記録郵便などの受取証を大切に保管しましょう。

■ 書面の記載例



クーリング・オフのやり方がわからないときは、消費生活センター等に相談しましょう。

クーリング・オフ期間を過ぎているようにみえても、契約を解除できる場合があります。また、未成年者が保護者の同意を得ずに行った契約は、「未成年者取消」ができます。
諦めずに消費生活センター等に相談しましょう！

困ったときは一人で悩まずに、消費生活センター等へご相談ください。

消費者ホットライン ☎ (局番なし) 188 いやや！